

内閣参質一九九第一六号

令和元年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員川田龍平君提出著作権法の改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出著作権法の改正に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

第百九十八回国会に提出を予定していた著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案として検討していた案については、御指摘の「インターネットの利用を萎縮させる」との指摘を含め様々な懸念が示されたことは承知しており、著作権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の複製（以下「特定侵害複製」という。）の取扱いの検討に際しては、深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じる一方で、国民の正当な情報収集等には萎縮を生じさせないという二つの課題を両立することが重要であると考えている。このため、文部科学省としては、今後、著作権者や知的財産法の専門家等の関係者を含め広く国民の御意見を伺いながら、特定侵害複製の取扱いについて、より一層丁寧を検討していくこととしており、現在、その検討に向けた準備を進めているところである。